

地山の掘削及び土止め支保工組立て等作業指針 No.215000

新旧対照表 5版5刷(令和2年11月25日)

5版4刷(令和元年9月27日)			5版5刷(令和2年11月25日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
中表紙	最下段	「労働災害防止団体法」に基づき設立された <u>公共的法人</u> です(下線右記に修正)			「労働災害防止団体法」に基づき設立された <u>特別民間法人</u> です
9	図2-2	<p>(赤○箇所(高液性限界)下線右記に修正)</p>			(図省略) (低液性限界)
99	9行目	④ 酸素欠乏、硫化水素中毒の危険のある作業には、 <u>酸素欠乏作業主任者</u> を配置し、～(省略)(右記下線追加)			④ 酸素欠乏、硫化水素中毒の危険のある作業には、 <u>酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者</u> を配置し、～(省略)
302	下から3行目	41 (右記に修正)			41 <u>高さが2メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具(令第13条第3項第28号の墜落制止用器具という。第130条の5第1項において同じ。)</u> のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(前号に掲げる業務を除く。)